



「いじめ」は…

- 受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものです
- 心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものです
- 生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです

「いじめ」の定義

- 一定の人的関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものです
- インターネットを通じて行われるものも含まれます

防止対策の基本方針

- 本校生徒の尊厳を保持します
- 生徒が安心して学校生活を送り、健やかに成長できる環境を保障します
- いじめの防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進します

防止対策の基本理念

- 全ての生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず「いじめ」が行われなくなるようにします
- 全ての生徒が「いじめ」を行わず、「いじめ」を認識しながら、これを放置することがないように指導します
- 家庭・地域・教育委員会等の連携の下で、「いじめ」の問題を克服します

関係者の責務と役割

- 保護者・地域関係者と連携し、学校全体で「いじめの未然防止及び早期発見」に取り組めます
- 「いじめを認知」したときは、迅速にかつ適切に対応します
- 再発防止に向けて、誠意をもって取り組みます

「いじめ」防止のための基本方針・取組

- 「いじめを許さない環境づくり」に組織的に取り組みます
- 「豊かな情操と道徳心を培い、思いやりある人間関係を育む」ため、全ての教育活動を通じて道徳教育の充実を図ります
- 生徒会活動において「いじめの防止に関わる活動」や「仲間や地域との絆づくりに関わる活動」に取り組みます
- 生徒と一緒に「どのような行為がいじめとなるのか」「いじめられている子どもの気持ち」を考える機会をもちます
- あらゆる活動を通じ、「豊かな心の醸成」「温かな人間関係の構築」に取り組みます
- 生徒一人一人に「自己肯定感」「自己有用感」が育まれるようにします

「いじめ」の早期発見のために

- 「いじめに関する調査」を行い、校内の状況を把握します
- 教育相談や個別懇談を通じて「いじめを含む人間関係の把握」に努めます
- 常に教師が寄り添って、子どもたちの人間関係に気を配り、いつでも相談できる状況や雰囲気をつくっていきます
- 毎月1回、いじめ防止委員会を開催し、きめ細かな状況把握に努めます

「いじめ」への早期対応

- 子どもたちの様子に常に気を配り、「からかい」等が見られた場合は見過ごさず、その場で指導します
- 「いじめの相談を受ける」など、その発生が疑われるときは速やかに情報を共有し、複数で対応します
- 「いじめが確認された場合」は、速やかに該当する子どもに対する支援を行うとともに、保護者に対して把握した事実と指導の方針を伝えます
- 「いじめを即座に止めさせる指導及び支援」を行い、保護者に対して再発防止のための協力を依頼します
- その場だけの指導ではなく、「今後の子どもたちの関わりを見据えた指導」や支援について共通理解のもとに進めていきます
- 教育委員会と連絡を取り合いながら、札幌市児童福祉総合センター等の外部機関と連携して対応します

重大事態への対応

- ◎重大事態とは ー 生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、長期の欠席を余儀なくされている場合をいいます
- 直ちに教育委員会へ報告し、事案に対応する組織を設置します
- 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します
- 必要があると認められたときは、結果を適切かつ迅速に提供します

ネットいじめの対策

- インターネット・携帯電話・スマートフォンなどの利用上の注意や情報モラル等に関する指導を授業等でも行い、意識の向上を図ります
- 保護者の方には入学説明会や各学年の保護者会などを通じて、注意の喚起と御家庭における協力を依頼いたします

家庭・地域との連携

- 懇談会や学校だより、ホームページ等の手段を積極的に活用し、本校のいじめ防止の取組についての協力をお願いしていきます
- 青少年健全育成委員会等を通じ、地域関係者の皆さまと子どもの健全育成を促す取組を展開していきます

基本方針の点検・評価

- 学校評価の項目に「いじめの防止、早期発見のための取組等」を加え、適正に評価していきます

策定日 平成27年 8月31日

一部改訂 令和 6年 4月 1日

明園中学校いじめ防止等の対策組織

札幌市教育委員会

報告・連絡 ↔ 相談・指示

本校

【いじめ防止委員会】

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導部長・教務主任・学年主任・特別支援教育コーディネーター・該当学級担任・養護教諭・スクールカウンセラー・SSW

【学びの支援委員会】

◎外部関係機関等
◎相談支援パートナー

※SSW=スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止委員会業務】

- いじめの早期発見（アンケート調査、教育相談等）
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応
- いじめ防止に関わる生徒の自発的な活動に対する援助

※ いじめ解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて行う。

【定例会】

- 月に1回開催する。ただし、「学びの支援委員会」がある時は同一日（学びの後）

【臨時会】

- 疑義事案発生時
- 事案発生時

当該保護者等

所轄警察署
児童相談所等